

5. 地下水汚染の状況

1 目的

水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成24年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第17条の規定に基づき、測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成24年6月～7月(概況調査、継続監視調査)

3 測定内容等

(1) 測定地点(表-1参照)

概況調査は9地点の井戸(ローリング方式による調査:4地点、定点方式による調査:5地点)、継続調査は3地点の井戸でそれぞれ水質を測定しました。

(2) 測定項目(表-2参照)

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、ローリング方式による概況調査では全28項目、定点方式による概況調査では最大16項目を測定しました。

4 測定結果の概要

概況調査の結果、すべての井戸で環境基準の超過はありませんでした。継続調査の結果では、2地点の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、又はふっ素が環境基準を超過しました。

(1) 概況調査

① ローリング方式

4地点で測定し、次の項目が検出されましたが、いずれも環境基準を達成しました。

- ・ ふっ素 : 2地点で検出 (0.09～0.15 mg/L) ※環境基準値 : 0.8mg/L
- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 : 4地点で検出 (0.2～3.7mg/L) ※環境基準値 : 10mg/L
- ・ ほう素 : 2地点で検出 (0.03～0.19mg/L) ※環境基準値 : 1mg/L

② 定点方式

5地点で測定し、最大2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出(4.4～8.9mg/L)されましたが、環境基準(10mg/L)を達成しました。

(2) 継続監視調査

3地点で測定し、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が15 mg/L、その他1地点でふっ素が4.4mg/L検出され、環境基準(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素:10mg/L、ふっ素:0.8mg/L)を超過しました。

表-1 測定地点

調査区分		地点
(1) 概況調査	① ローリング方式	鹿島町走熊字寺作
		小川町上小川字中戸渡
		小川町柴原字永久保
		泉町2丁目
	② 定点方式	錦町大島
		錦町馬場
		永崎字月作
		永崎字川畑
		小名浜字平蔵塚
(2) 継続監視調査	泉町下川字大畑	
	遠野町入遠野字越台①	
	遠野町入遠野字越台②	

- (注) 1 概況調査（ローリング方式）とは、市内を約10km四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから1地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
 概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 2 継続監視調査とは、汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に調査するものです。

表-2 測定項目

調査区分		測定項目
(1) 概況調査	① ローリング方式 (全28項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（計28物質）
	② 定点方式（最大16項目）	
(2) 継続監視調査（2項目）		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素（適宜）

- (注) 概況調査（定点方式）においては、表中の項目から対象事業場が使用しているものを選定して、また継続監視調査においては、汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目を対象として、それぞれ測定しています。